

「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」
の一部改訂について（令和6年4月1日施行）

1 趣 旨

令和6年4月1日から施行する基準を掲載し、また、用語の整理等を行い、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」を改訂しましたのでお知らせします。

2 改訂の概要（改訂内容の詳細は、別紙の新旧対照表をご参照ください。）

編	改訂箇所	掲載頁	改訂の趣旨
はじめに	はじめに	—	宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う文言修正
第1編	第2項	4	(※) 基準等改定、関係局課の局名及び課名変更
第2編	第2章第1節 第11条 様式	23~26	(※) 基準等改定
	第2章第1節 第14条【解説】	31	提出先の担当名の変更
	第2章第1節 第15条【解説】	33~34	(※) 基準等改定
	第2章第3節 第18条 【第2項各号の解説及び基準】 第4号（緑化空地）【その他】	49	(※) 基準等改定、関係局課の局名及び課名変更
	同 第5号（雨水流出抑制施設） 【基準】別記-1	55	担当課の局名変更
	第2章第3節 第20条	90	(※) 基準等改定
	第4章 第37条【解説】 開発事業関係書類の閲覧・縦覧の表	106	(※) 基準等改定
第3編	開発事業の構想に対する意見書	145	記載欄の表記方法の見直し
	開発事業計画書の見解に対する再意見書	147	提出先の担当名の変更
	同意に基づく地位の承継に関する同意書	181	承継人の押印欄を削除

(※) 基準等改定に該当する内容は、市民意見公募を実施し、別途結果の公示及び基準等改定の公表を行っています。詳しくは、市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/ken-to/ikenkoubo/koji20240401.html> に掲載しているほか、市民情報センター（市庁舎3階）、区役所、建築局宅地審査課（市庁舎25階）で資料を配布、配架しています。

【問合せ先】 宅地審査部宅地審査課
電話：045-671-2945